

鳴門教育大学教員教育国際協力センター研究紀要「国際教育協力研究」 投稿要領（改正後の全文）

平成25年4月10日センター会議決定

改正 平成28年5月20日

改正 平成31年1月24日

改正 令和元年5月17日

（原稿の種類）

第1 鳴門教育大学教員教育国際協力センター（以下センターという。）発行の研究紀要「鳴門教育大学国際教育協力研究」（以下「紀要」という。）に投稿できる原稿の種類及び査読の有無は、国際教育協力に関する次の各号に掲げる研究論文等とし、いずれも未公刊のものとする。ただし、学会等での口頭発表はこの限りではない。

- (1) 研究論文 査読あり
- (2) 研究ノート 査読なし
- (3) 活動報告 査読なし

（投稿できる者）

第2 研究論文を投稿できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学教員（客員研究員，附属学校・園を含む）
- (2) センター学外共同研究員
- (3) 前2号に該当する者との共同執筆者
- (4) センター教員によって構成される紀要編集委員会が特に認めた者

第3 研究ノート及び活動報告を投稿できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学教員（客員研究員，附属学校・園を含む）
- (2) センター学外共同研究員
- (3) 前2号に該当する者との共同執筆者
- (4) 本学の大学院生
- (5) 本学の大学院修了生
- (6) センター教員によって構成される紀要編集委員会が特に認めた者

（原稿の編数等）

第4 投稿できる原稿の編数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究論文については、共同執筆を含め原則として当該号につき2編以内とする。ただし、編集上の都合により1編に制限されることがある。
- (2) センター教員については、センターの研究成果を公刊する場合に限り、さらに研究論文1編を投稿することができる。
- (3) 投稿原稿は、その種類にかかわらず原則として1編につき刷り上がり10頁以内とする。

(原稿の作成要領)

第5 投稿する原稿は、次の各号にしたがって作成するものとする。

- (1) 原稿はA4版横書きとする。
- (2) 原稿(研究論文・研究ノート)には、題名・著者名(和文及び欧文)、200字以内の要約(和文又は欧文)、3から5個のキーワード(和文又は欧文)を記載する。
- (3) 前項に規定する刷り上がり頁数には、題名・著者名、要約、キーワード、図・表・写真注釈、参考文献リスト等をすべて含む。なお、刷り上がり1頁の分量は、字数換算で1600字(本文縦40行×横40字、10.5ポイント)とし、10頁以内(表題、筆者名・所属、図表、参考文献を含む)、偶数頁を原則とする。
- (4) 図・表・写真は、出典を明記し、必要最小限の枚数及び大きさとし、1点ごとに本文とは別の用紙に作成し、縮尺率と本文中の挿入位置を明記して、原稿に添付する。図表については、写真製版するので、完全な原図を作成する。
- (5) 注及び引用文献は、本文中の該当箇所の右肩に、¹⁾の番号を付し、本文末尾に通し番号順に一括記載する。
- (6) 参考文献は、本文最末尾に参考文献と表示して一括記載する。
- (7) 引用及び参考文献の表示は、原則として次のとおりとする。

イ 論文の場合：著者名、発行年、論文名、雑誌名、巻号、頁とする。

(例) 鳴門太郎(1997) 小学校教師の〇〇〇カリキュラムに関する認識について、日本〇〇教育学会誌、〇巻〇号、358-366頁。

ロ 著書の場合：著者名、発行年、題目、書名、編者名、出版社、頁とする。

(例) 鳴門太郎(2004) 〇〇式学習法の実践方法、「〇〇式学習法」入門、鳴門太郎編、〇〇図書、18-47頁。

- (8) 執筆投稿者の校正は、初校までを原則とする。校正は朱筆で行い、誤植、誤字及び欠字の修正にとどめ、原文の加筆及び変更は認めない。

(投稿の締め切り等)

第6 投稿の募集公示及び投稿の締め切り等は、次の各号により行う。

- (1) 投稿の募集公示は5月31日までに行う。
- (2) 研究論文の投稿希望者は、題名の届け出を6月30日までに行うものとし、投稿締め切りは8月31日とする。
- (3) 研究論文については、編集委員長が依頼する教員2名及び学外有識者若干名による査読の上、採否を決定する。査読結果を受けて、編集委員長は著者に原稿修正を求める場合がある。
- (4) 研究ノート及び活動報告の投稿希望者は、題名の届け出を10月31日までに行うものとし、投稿締め切りは11月30日とする。
- (5) 投稿の際には、研究論文、研究ノート又は活動報告の種類を明記するものとする。
- (6) 査読終了後の再提出日時については、その都度公示又は通知する。
- (7) 初校校正は、校正刷りが執筆者の手元に回送された後、7日以内に完了し、返却するものとする。

(別刷の経費)

第7 別刷の経費は、執筆投稿者の負担とする。

(原稿の提出先)

第8 投稿原稿は、原則として電子メールにより、編集委員長が指定するアドレスに提出する。ただし、画像ファイル等があり、合計容量が20MBを超えるようであれば、メディア(CD, DVD, USB等)にファイルを保存し、鳴門教育大学教員教育国際協力センター内「鳴門教育大学国際教育協力研究編集事務局」(〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島七四八番地)まで送付する。

(著作権)

第9 本紀要に掲載された論文の著作権は、著作者に帰属する。ただし、著作者は鳴門教育大学に対して、継続的に複製権、公衆送信権を許諾することとする。

附 則

この要領は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月17日から施行する。